

Ⅲ 医療廃棄物用容器事件（判定 2010-600006）

		本件登録意匠（抜粋） 廃棄状態を示す 参考正面図	イ号物件（抜粋）
共通点	A	「容器体」：上面が開口した「方形箱状体」。「外蓋」が開閉自在に形成された「内蓋」を嵌着。「把手」が容器体の左右にまたがって回転可能に設けられている。	
	B	「容器体」：「開口部縁の断面形状」を倒「コ」の字型に屈曲。側面の開口部縁中央直下に、「把手両端との枢着部」を直方体状に形成。	
	C	「蓋体」：(C-1)「外蓋」を容器体の開口部よりもやや小さい一枚の薄板状に形成。(C-2)「外蓋の前辺側」に、中央に縦溝を設けた「半円形の係合爪」を一对形成して、これに対応する係合細孔を内蓋に形成。(C-3) 外蓋後辺側を両端を除いて後ろ向きに延伸。その後端を、一直線上の薄肉部で内蓋の後辺と回転可能に一体化。薄肉部の両端下方の内蓋の後辺に2つの係止凸部。	
	D	「把手」：断面を円形とする棒状体。全体を略「U」字状。	
差異点	ア	「容器体」：容器体の上部に外側にベルト状に張り出した「周回部」を形成し、把手との「枢着部」は円形孔を1つ設けたやや縦長のもの。	「容器体」：「周回部」がなく、把手との「枢着部」は円形孔を3つ連続した横長のものとして設けている。
	イ	(イ-1)「外蓋」：全体が「略矩形」の外形。前辺中央部に「矩形状」の切欠部。外蓋と内蓋の中心が略一致。 (イ-2)「内蓋」：前辺に切欠部がなし。上面全域は略平坦面。外蓋の閉状態において、外蓋が内蓋の上面に一段高くなるよう形成。 (イ-3)「蓋部後端」：外蓋と内蓋をつなぐ薄肉部に切欠孔及び分断がなく、係止凸部は左右端2箇所。	(イ-1)「外蓋」：全体が「樽型」の外形。「V字型」の切欠部。外蓋の中心を後方にずらし、内蓋手前にやや大きい余地部分あり。 (イ-2)「内蓋」：前辺に切欠部（上面に外蓋のV字係合部に対応する係合孔、操作用の凹部）。外蓋と係合爪に対応した収容凹部を浅く形成し、外蓋の閉状態において、外蓋の上面と内蓋の上面とが略同一の平面をなすよう形成。 (イ-3)「蓋部後端」：当該薄肉部を3つの切欠孔により分断。係止凸部は左右端及び中央に3箇所。
	ウ	「把手」：握部がない。（シンプルなU字状）	「把手」：把手中央に正面形状を扁平な略「円」字状握り部。（特異な形状と認定）

1. 審決の種別：判定
2. 審決日：平成 22 年 7 月 5 日
3. 事件番号：判定 2010-600006
4. 意匠に係る物品：医療廃棄物用容器（部分意匠）
5. 結論：属しない
6. 人的基準：看者
7. 公知意匠：参酌あり
8. 審決等の要約

<共通点の評価>

・共通点（A）「容器体の本体、内蓋、外蓋及び把手」については、両意匠の形態全体に関わる骨格的な構成をなすものであるが、公知意匠として乙号証に記載の意匠（意匠登録第 915178 号等）を例にとり、この種の医療廃棄物の回収容器においては広く見られる構成と認定している。

・また、持ち運びや蓋を開閉した使用の状態も、当然に予定されている変化態様と認められる範囲とし、共通点（A）の態様が類否判断に与える影響はさほど大きく評価できないとしている。

・共通点（B）「容器体」及び（D）「把手」については、「開口部縁の断面形状」を倒「コ」の字型に屈曲した形状は、従来より極めてありふれた補強形状のひとつとし、その他の共通点も容器の分野又は様々な分野において広く知られている態様と認定。よって、形態上の特徴を生じるまでには至らず、類否判断に及ぼす影響は微弱と評価している。

・共通点（C）「蓋体」については、公知意匠として乙号証に記載の意匠（意匠登録第 1120974 号等）を例にとり、(C-1)、(C-2)、(C-3) は既に公然知られており、新規なものではないと認定している。従っ

て、いずれの態様も、本件登録意匠のみにみられる独自の態様とはいえないとしている。

・また、蓋体についての差異点（イ－1）ないし（イ－3）の差異も同時にみられることから、共通するまとまりとしての視覚効果はさほど強いものとはいえず、類否判断に与える影響は限定的と評価している。

<差異点の評価>

・差異点（ア）「容器体」の「周回部」の有無については本件登録意匠の張り出し程度はごく僅かであり、「枢着部」の縦横比や孔数の差異も局部的であるため、類否判断に与える影響はさほど大きくないと評価している。

・差異点（イ－1）「外蓋」と（イ－2）「内蓋」の形状については、使用状態において明確に視認される部位にあり、かつ、通常の使用時において頻繁に手を触れる部位における差異であるから、看者の注意を惹くものと評価。

・特に、本件意匠は「内蓋」と「外蓋」の外形との間の余地の幅が等しく、また「外蓋」の開閉操作のための形状として矩形状の切欠部を設けたのみのシンプルな構造と評価。一方で、イ号意匠は、①外蓋の前辺のV字型係合部（内蓋上の係合孔や操作凹部と一体化）②内蓋上の操作凹部（外蓋前辺の外形状に対応する特徴的な凹部）③同操作凹部（内蓋上面の幅広余地部に形成）等の特徴が相俟って、本件登録意匠の形状との違いが強調されているとしている。

・差異点（イ－3）の「蓋部後端」については、外蓋の係止機能に直接影響を及ぼすものであるから、一定程度の看者の注意を惹く差異としている。

・差異点（ウ）「握り部」は、イ号意匠が正面形状を扁平な略「円」字状とする特異な形状を呈しているのに対し、本件意匠は基本形状をシンプルな略「U」字状の棒状体とし、大きく異なる構成と認定している。

<類否判断>

・審判官は、共通点、差異点を総合して意匠全体として観察すると、共通点（A）ないし（D）の態様は、何れも従来から見られる態様若しくは局部的であり、類否判断に及ぼす影響は微弱と判断。

・差異点（イ－1）「外蓋の形状」、「外蓋の切欠部」、「外蓋と内蓋の位置」等及び（イ－2）「内蓋の切欠部の有無」及び「外蓋に対応した収容凹部の有無」等は類否判断に大きな影響を及ぼし、これに他の差異点（イ－3）、（ア）、（ウ）が加わり一体となって類否判断に及ぼす影響は、上記共通点の類否判断に及ぼす影響を凌ぎ、意匠全体として両意匠に異なる美観を起させるも

のとなっていると判断。

・結論として、両意匠は意匠に係る物品が一致するが、形態においては類似するものではないから、意匠全体として類似しないとしている。

9. コメント

（1）看者や需要者について

これらを具体的に特定する認定はないが、物品が医療廃棄物用容器であるため、当然のごとく医療関係者が使用することを想定しているものと思われる。

（2）類否判断における「使用状態」の評価について

類否判断において、「使用状態において明確に視認される部位」、「通常の使用時において頻繁に手を触れる部位」、「外蓋の係止機能に直接影響を及ぼす」など、使用状態において注意を惹く部位や機能が看者に与える影響を評価している点は興味深い。

（3）公知資料の参酌について

審判官の共通点の評価において、被請求人提出の乙号証が公知意匠として参酌されている。

（4）全体観察について

審判請求書において、請求人は、両意匠は細部において形状に差異点はあるものの、本件においては、本件意匠とイ号意匠を全体的に観察した時に相互に類似しているかが問題となると主張。さらに、本件登録意匠及びイ号意匠が酷似する根拠として、①持ち運び状態（外蓋の爪を内蓋にかけずに、外蓋を閉めた状態で把手を持って運ぶ状態）、②使用状態（外蓋を開けた状態）、③廃棄状態（外蓋の爪を内蓋の係合部にかけた状態）の3つの状態に変化して使用されること、及び基本的な各態様が共通していること等をあげている。これらの主張に対し、審判官は、共通する基本的構成態様については、公然知られているとして類否判断に与える影響を小さく評価、また3つの状態に変化する使用態様については、当然に予定されている変化態様と認められる範囲とし、類否判断に与える影響は大きく評価できないとしている。

（5）審判官の判断では特に触れられていないが、本件登録意匠（意匠登録1166295号）は、容器体および蓋体についての部分意匠であり、イ号物件の製造者も蓋体について、内蓋とそれに対応する外蓋の部分（主に、本判定において審判官が類否判断に影響があると評価した「差異点イ」に対応する部分）について部分意匠を取得している（意匠登録1368493号）ことを、補足として付け加える。